

農地の貸し借りを 機構が仲介します！



農地中間管理機構とは

担い手への農地集積・集約化を図るため、農地所有者と農業経営者の間に立ち、農地中間管理機構が農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めます。

千葉県では、『公益社団法人千葉県園芸協会』が平成26年4月1日付で県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

農地を借りたい方(出し手)

- 高齢で農作業ができない
後継者もない
- 相続した農地を貸したい
- 畑に専念したい

農地を借りたい方(受け手)

- 経営規模を拡大したい
- 新規就農・参入したい
- 分散した農地を1か所にまとめ、
効率的な農業をしたい

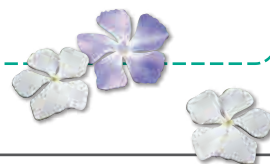
そんな時



千葉県農地中間管理機構にご相談ください

- ・借受けの対象となる農地は、農業振興地域内の農地です。
- ・担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付けます。

【相談窓口】◆各市町村の農政担当課
◆公益社団法人千葉県園芸協会農地部
☎043-223-3011



松潟土地改良区との 合併協議について

土地改良区は、食料の安定供給の基盤となる農地や農業水利施設を整備するとともに、これによって造成された施設を管理する重要な役割を担っております。

これからの、土地改良区は、運営基盤の強化を図るため統合整備(合併)を積極的に進める必要があります。

現在、当土地改良区と松潟土地改良区は合併に向けて、協議を進めております。

組合員の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。



松潟堰(長生郡長生村)